

国会から見た経済協力・ODA(5)

～ ベトナム賠償協定を中心に(その2) ～

行政監視委員会調査室 たかつか としあき
高塚 年明

1. はじめに
2. 激しさを増す東西冷戦
3. ベトナムとの賠償協定・借款協定
 - (1) 交渉の経過
 - (2) 賠償協定・借款協定の主たる内容
4. 賠償協定・借款協定の審議
 - (1) 衆参本会議における所信表明演説及び質疑・答弁
 - (2) 参議院本会議における趣旨説明及び質疑・答弁
以上 272号
 - (3) 衆議院外務委員会における質疑・答弁
以上 本号
 - (4) 参議院外務委員会における質疑・答弁
5. おわりに

我が国の経済協力・政府開発援助(ODA)の歴史は、1955(昭和30)年に始まり、今日まで50年余が経過した。この間、ビルマ(現ミャンマー)、フィリピン、インドネシア、ベトナムの4か国への賠償、韓国との請求権・経済協力協定、中国との国交正常化、オイルショック、ODA中期目標、マルコス疑惑、冷戦終焉によるロシア・東欧支援、湾岸危機・湾岸戦争、ODA大綱、カンボジアPKO、対中ODA批判、人間の安全保障、アフリカ支援など、幾つもの大きな節目を迎えた。

本稿は、数回にわたり、これら多くの節目に国会で何が議論されてきたのかを検証し、そこから当時の国際情勢、経済協力・ODAを取り巻く国内の世相、考え方そして行政府の姿勢を描き出そうと試みるものである。そのため、本稿においては、国会における質疑・答弁などを、当時の用語のまま要約する形で記述するよう努めた。

5回目の今回は、前回のベトナム賠償協定(その1)(本誌第272号・2007年9月7日発行)に引き続き、ベトナム賠償について述べることにする。なお、ベトナム賠償に関する国会審議は、東西冷戦が激しさを増した時代におけるいわゆる分断国家という状況下での

審議であり、これまでのビルマ、フィリピン、インドネシア賠償の審議と比較し、審議日数及び審議時間が2～3倍となっているため、「その1」、「その2」、「その3」の3回に分けて紹介することとしたい。今回の「その2」においては、「その1」の衆参両院本会議での質疑・答弁に引き続き、ベトナム賠償協定及び借款協定について15回開会された衆議院外務委員会での主たる質疑・答弁を紹介することとする。そして「その3」において参議院外務委員会での質疑・答弁を紹介したい。また、本稿を通じて「ベトナム」という表記を使うが、賠償協定及び借款協定の正式名称については、当時の正式表記である「ヴィエトナム」を使用することとする。

(3) 衆議院外務委員会における質疑・答弁

1959(昭和34)年11月4日、衆議院外務委員会において、「日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件」及び「日本国とヴィエトナム共和国との間の借款に関する協定の締結について承認を求めるの件」の趣旨説明が行われ、次いで翌5日から質疑が開始された。11月26日、同委員会において、2件は討論の後、採決され、多数をもって可決された。主たる質疑項目としては、南ベトナム政府の正当性、サンフランシスコ講和会議に出席し調印したベトナムのトラン・ヴァン・フー首相の国籍問題、北への賠償二重支払いの危険性、南ベトナムへの賠償の正当性をめぐる参考人の意見陳述とこれに対する質疑答弁、北ベトナムを交戦団体とする根拠などが挙げられる。

南ベトナム政府の正当性について

(床次徳二君)¹

ベトナム共和国(南ベトナム)が正当なる代表であるかが重要であり、一部には傀儡政権であるとの主張もある。賠償の相手方としてベトナム共和国を正統政府として認める根拠を伺いたい。

(藤山愛一郎外相)

戦後、フランスが植民地をそれぞれ独立解放するという方針の下に、仏印三国に対して処理を行った。その際、ラオス、カンボジアと同じ立場において現在の全ベトナム国を領域とする地域を一つのベトナム国と認め、独立を付与した。当時バオダイ帝がベトナム国の首班であったが、その後選挙によって政体が共和制になり今日に至っている。現在のゴ・ジン・ジェム政権がバオダイのベトナム国のすべての権利、義務を引き継ぐことになっている。北ベトナムにはホー・チ・ミンがいてベトナム民主共和国を作っているが、南を承認している国は49か国もあり、当然ベトナム共和国が全ベトナムを代表する政府であると考えている。

(床次徳二君)²

賠償の相手国の問題であるが、南のベトナム共和国に対して、日本がいかなる時期に承認という結果を出したのか、また、承認したという事実を明らかにして

いただきたい。

(高橋通敏条約局長)

我々としては、ベトナム国及びこれを代表する政府として、サンフランシスコ会議の調印の時、国家及びその政府を正式に承認した時期であると考えます。

(床次徳二君)

ベトナム国の参加に対して資格審査、つまり損害賠償請求権の資格を有すること、並びに平和条約に参加する資格を有することの認定はどこですか。

(高橋通敏条約局長)

サンフランシスコ会議は、米英連合して、日本と戦争状態にあった国々を招請した。その代表については、全権委任状を会議の開催前に提示し、全権委任状の審査のための会議が行われた。これによりその国を正式に代表する正当な全権委任状であると認められた後に、その結果が会議に報告され、そして会議で異議を唱える者はなかったと記録に残っている。以上の手続きを経て、正式な全権委任状を持った代表が調印することにより、その国に対して日本は賠償の義務を負うということになる。

(床次徳二君)

最も大きな問題は、ジュネーブ協定の際において、北ベトナムのホー・チ・ミン政府に非常に有利なように聞こえることである。同政府を正統政府として取り扱ったごとく判断している見解もあるが、これに対し政府の統一見解を伺いたい。

(高橋通敏条約局長)

ジュネーブ協定は、当時の戦争状態を休止するという休戦協定である。とにかく戦闘行為を停止するというのが主眼であり、同協定によって国家のステータスが決定されるというような目的の会議では全くない。もっぱら戦闘停止という見地に立つものであり、国家の独立、承認ということは影響を受けないと考える。

(岡田春男君)³

ステート・オブ・ベトナム(ベトナム国)を承認するきっかけをなしたのは米国である。まず英国が承認して、続いて東南アジア諸国が承認する予定であったが、タイを除いた諸国は全て承認しなかった。仕方なく米国が英国と一緒に承認した。外務省発行の「ヴィエトナム便覧」の昭和29年版の「インドシナ三国の政情」の中で「アメリカのこの根本的な外交政策の歪曲は」と記述されている。歪曲によって承認が行われたことを認めているではないか。

(藤山愛一郎外相)

それは調査資料であり、いろいろな見方がある。英米その他が承認し、そしてサンフランシスコ講和条約に調印したのであり、同時に承認行為が行われている。我々としては、政治的考慮を加味して承認したことはない。

(岡田春男君)

昭和28年版の「インドシナ三国の地位」では、「ベトナム、カンボジア及びラオスのインドシナ三国は、待望の独立を獲得したが、フランス傀儡政権としてい

まだ内外から鋭い批判を受けている」とされている。また「国内的にはベトナム国に対するホー・チ・ミン政権の抗争は依然熾烈で、一般大衆はホー政権を支持していると伝えられ」とされている。さらに、「国際的には西欧諸国はインドシナ三国を承認しているが、かつて同じ運命にあった東南アジア諸国はいまだ承認していない。」「こうした顔ぶれがベトナムに対して傀儡政権の風評を高めていることは否めない事実であるが、法律的に見てもインドシナ三国は厳密な意味では独立国としての内容をもっていない。」とされている。これがサンフランシスコ講和条約時代のバオダイ政権の実態ではないのか。

(藤山愛一郎外相)

傀儡政府ではないと申し上げる。フランスから独立するのであるから、その政府の首脳がフランスから相当の援助を受けなければ独立できないのではない。これを傀儡と見るか見ないかであるが、我々はそうは見ない。

(岡田春男君)

サンフランシスコ講和条約第25条により、ステート・オブ・ベトナムが連合国の地位を取得したと思うが、それでよいか。

(高橋通敏条約局長)

そのとおりである。

(岡田春男君)

ステート・オブ・ベトナムが連合国の地位を取得したけれども、全地域を代表するということは、これによって明らかではない。条文は「この条約の適用上、連合国とは日本国と戦争をしていた国又は以前に第23条に列記する国の領域の一部をなしていたもの」とされており、この「もの」とは英文でステートである。領域をなしていたということだけで直ちに全ベトナムを代表することにはならないのではないか。

(高橋通敏条約局長)

これは領域の一部をなしてそこから独立した国という意味である。したがって、いかなる国であっても署名国、調印国になる。領域がどうであるかは問題ではないと考える。

(岡田春男君)

独立の問題は別である。領域の一部をなしていた国という場合には、これは南ベトナムの一部地域をなしていた国を意味するかもしれない。ここから全ベトナムを直ちに代表するということは出てこない。北のベトナム民主共和国は国家として存在しながら講和条約に参加していないためにこれに調印しなかったのであり、国家の存在が否定されたわけではない。第25条からは、南ベトナムが全ベトナムを代表するという解釈は出てこないのではないか。

(高橋通敏条約局長)

エニー・ステートとなっており、ベトナム国として独立した国がここで署名したのであり、当然の前提として全ベトナム国と考える。

トラン・ヴァン・フー首相の国籍問題について

(佐々木盛雄君)⁴

昨日の予算委員会での岡田春男君の質問を聞いて、また本日の新聞などを見ると、ベトナム政府代表としてサンフランシスコ会議に出席し調印したトラン・ヴァン・フー首相がフランスの国籍を持っているので、ベトナムの国内法の規定により国籍がフランスである者がベトナムを代表するようなことはできないことになる。したがってサンフランシスコ講和条約が無効であるとの主張があるように見受けられる。私どもが常識的に知っている範囲でも外国籍の者がその国の全権委任状を持って国際会議に出席し、条約を締結したという例は数多くある。この際、社会党が主張するところのサンフランシスコ講和条約が無効であるとの誤解を解くためにも、外相、条約局長から具体的事例を示していただき、説明していただきたい。

(藤山愛一郎外相)

条約を締結する場合に誰に全権委任状を出すかは、別段条約の効力に影響を及ぼすものではない。しかも会議において資格審査を経た上で、合法的な資格を持った代表として会議に参加し調印したものは国際関係において当然有効である。

サウジアラビア大使だったと思うが、シリアの国籍を持った方がいた。おそらく二重国籍であろう。同氏は国連総会にサウジアラビア大使として出席し、代表としての資格審査を終了して、代表の権限を行使しているという例もある。

(高橋通敏条約局長)

イタリア・エチオピア戦争の時に、国際連盟のエチオピア代表はエチオピアの国籍ではなく、英国籍だったであろう。また、国際連盟における中国代表も中国及び米国の二重国籍を持っていたこともあり、国籍の点ではそのような事例は多々ある。

(岡田春男君)⁵

前回の政府答弁ではトラン・ヴァン・フー氏は二重国籍であるとのことである。私の方で調べたが、フランス国籍の人は同氏だけではない。1948年のアロン湾宣言以来、ゴ・ジン・ジェム大統領に至るまで、バオダイの任免により変わった首相は全部で8名である。その8名がフランス国籍であるとすれば、これは明らかに傀儡政権ではないか。トラン・ヴァン・フー首相もそうではないのか。同氏の出身地はどこか。

(高橋通敏条約局長)

コーチシナである。

(岡田春男君)

インドシナでのベトナム地区においては、トンキン、アンナンは保護区であった。コーチシナは植民地であったことは明らかではないか。

(高橋通敏条約局長)

お説のとおりである。

(岡田春男君)

ステート・オブ・ベトナムにおける国籍は、1955年の国籍法により実施されたとの前答弁も事実か。

(高橋通敏条約局長)

そのとおりである。

(岡田春男君)

外務省の配布した国際条約集にあるように、「国籍法のてい触についてのある種の問題に関する条約」が1930年4月12日ヘーグで署名されている。その第2条に「個人がある国の国籍を有するかどうかに関するすべての問題は、その国の法令に従って決定する。」とされている。それでは、トラン・ヴァン・フー氏は1955年に実施された国籍法によっているベトナムの国籍を取得したのか。

(高橋通敏条約局長)

1948年のアロン湾宣言で独立し、さらにエリゼ協定で独立の詳細な規定が行われた。独立した地域の国々は当然その国の国籍と考えられる。このような条約は独立した後の問題として国内法を整備するものであり、独立早々には整備されていない。整備されていないことがその人が国籍を持っていないということにはならない。1955年の国籍法では、フランス国籍を選ばない者はベトナム国籍であるというようにどちらかの手続きをすることになっている。同氏がどちらかは分からない。

(穂積七郎君)⁶

同僚の岡田君による、トラン・ヴァン・フー氏がフランスの国籍しか持っていなかった、フランス人であったとの指摘に対し、外務省は二重国籍であったと答弁してきた。産経新聞の堀口特派員がパリにおいて本人に会って確認したところ、二重国籍ではない、しかもコーチシナの出身であり、二重国籍を持つようには持てなかったと明確に答弁している。外務省は再調査するのか。

(高橋通敏条約局長)

外務省の調べたところによると、従来どおりの見解を変える必要はないと考える。フランス政府に問い合わせた結果である。外務省としてはフランス政府の回答を信用する。

(松本七郎君)

トラン・ヴァン・フー氏の国籍問題は、単なる国籍問題ではない。当時の政権の性格に非常に大きな関係を持つ問題である。ベトナム政府はこの国籍問題に関して不愉快な質問だとして回答を拒絶しているようである。しかし、再調査し明確な回答を求めることを強く要望したい。

(藤山愛一郎外相)

我々としても適当かつ慎重な調査を行っている。11月7日に在仏古垣大使から「トラン・ヴァン・フー首相兼外相は、条約署名当時仏国の国籍を有していたこ

とは確かであるが、一方ベトナム国籍も有しており、仏政府は原則的に二重国籍を認めていないが、仏印については過渡的措置としてデ・ファクトにこの二重国籍を認めたものである。」との回答を得ている。また、サイゴンの久保田大使からは「外務省ラム総局長は、フー氏がベトナムを正当に代表し、ベトナムの名において平和条約に調印したこと以外はいかなる回答もしかねると答え、当方の質問を受け付けない態度であった。」との回答を得ている。

(小澤佐重喜委員長)⁷

先日、岡田君よりなされた国籍問題に関する再調査の要望に対する報告を聞く。

(藤山愛一郎外相)

サンフランシスコ平和会議等にトラン・ヴァン・フー氏はバオダイ帝により正式に権限を与えられ、かつ同会議でそれが認められたとの回答にとどまった旨の報告を13日午後に受領した。同13日、在仏大使からの報告によれば、在仏日本大使館員がフー氏の自宅を訪れ、直接確かめたところ、同氏は「コーチシナが植民地の地位から解放された1949年3月8日のフランス・ベトナム協定成立以後は、コーチシナを含めてベトナムは独立国となり、したがって自分はそれ以来ベトナム人となった。サンフランシスコ平和会議には、フランス語ではあったが、ナショナルリテ・ベトナムイエヌ、つまりベトナム国籍と記載した外交旅券を持って出席した。」との回答を得ている。

北への賠償二重支払いの危険性について

(佐々木盛雄君)⁸

将来、(北が残る、あるいは北の制圧により)南北が統一された場合、日本としては北に賠償請求権がないと主張しなければならない。それでも賠償請求をしてきたらどう対応するのか。

(藤山愛一郎外相)

我々は、統一された国家というものは、当然現在のベトナムを代表する政府だと考えているので、今日の賠償協定がそのまま引き継がれることになると考える。我々はサンフランシスコ講和条約の調印国に対し賠償の義務を負っているのである。その調印国は南ベトナムである。北ベトナムに賠償請求権があるとは思わないし、それに応ずる義務もないと考える。

(春日一幸君)⁹

将来、北ベトナムが南ベトナムを征服して併合するような場合、またジュネーブ協定により選挙が行われ、北の政治勢力が圧倒的勝利をおさめ、その指導権が北の政治勢力によって占められるような場合、北ベトナム地域に対する賠償請求をしてくるのではないか。

(藤山愛一郎外相)

北が武力を持って南を統一するようなことは、南からでも同じであるが、ジュ

ネーブ協定の精神に反することである。したがって、新しい政府は公正な選挙を通じて行われるのであり、その新しい政府は国際関係を継承していくことは当然であると考え、二重払いになるということは考えていない。

(春日一幸君)

北ベトナムが全体を支配するようになれば、国際法の政治条約不継承の原則に基づいて無効宣言をすることは明らかである。そうなれば最も被害の多かった地域の賠償がなされていないという事実在即して、再度賠償を払わなければならない事態に追い込まれるのではないか。

(藤山愛一郎外相)

日本としては北の賠償まで対象としており、そういうことを言われても、我々としては北まで対象とした賠償を支払ったと主張することになる。

南ベトナムに賠償を支払うことの正当性に関する参考人意見陳述、質疑・答弁¹⁰

(横田喜三郎参考人：東京大学名誉教授)

第一に考えなければならないことは、日本がサンフランシスコ講和条約により、すみやかに賠償問題を解決しなければならないということである。損害を与えられた連合国が希望すれば、すみやかに交渉を開始するという規定がある。講和条約ができてからすでに7年半、戦争が終わってから14年半たっている。できるだけ早く賠償問題を解決することは、日本の義務であり国際信義の問題である。

ベトナムが南北の二つに分かれているという事態からくる非常な困難があることは言うまでもないことである。理想的な方法を考えれば、ベトナムが統一した後の政府と賠償交渉を行い、賠償を支払うことであろう。しかし、こうした理想的な最善の方法は事実上不可能である。南北の統一は何人も予言することはできないし、私の見るところでは近い将来においても不可能であろう。ドイツの統一、朝鮮の統一と同様に困難であろう。したがって、講和条約により賠償交渉を直ちに行うべきであり、交渉を開始したならば、誠意を持って妥結するよう努力すべきである。統一がいつ達成されるか分からないその日まで賠償を延ばすということは講和条約の義務や国際信義に反する。最善の策が採れないのであれば次善の策を講ずるより他はない。

現在のベトナム共和国政府の前の政府が、合法的に憲法改正により現政府に承継されたのであり、政府承認あるいは国家承認の点から見ても同一であると見てよい。我が国はベトナム共和国政府をもってベトナム全体を正当に代表する政府として認めている。

純粹に法律的には、現在のベトナム共和国政府がベトナム全体を代表する政府であるから、この政府の負った国際法上の権利義務は、その後にできるベトナム政府も当然承継することになる。これは国際法上、政府の変更からくる当然の事柄である。事実上の問題としては、将来統一された政府の性格によって問題が自

ずから異なってくる。北が南を吸収する形で統一する、あるいは両方が同じ割合で政府を作るということになる、日本の賠償問題が起こり得る。革命的な方法により、あるいは新しく南北統一により別な憲法ができるような場合には、承認の問題が起こる。相手側が賠償を再び要求するようになれば話し合いはつかないであろう。外交交渉で解決が困難であれば、残る方法は国際司法裁判所に訴えるという方法だろう。

(平野義太郎参考人：日本学術会議会員、国際民主法律家協会副会長)

サンフランシスコ講和条約が調印された時のバオダイ政権のステータス、国内法上及び国際法上のステータスの問題と、1954年のジュネーブ協定成立前後にわたる法律関係、この二つが大きな問題である。

サンフランシスコ会議におけるバオダイ政権が、当時、調印する資格と権限を失っていたことにおいて、サンフランシスコ会議の調印は違法であり、かつ無効である。それはジュネーブ協定内容及び精神に反するものであり、統一を目指した最終宣言は重視されるべきである。

賠償が北の方にも回らなければ全ベトナムに賠償を支払うという趣旨に反する。急いで南だけに支払えば南にしか回らないことは明らかであり、全ベトナムに支払われるものであるとするならば、やはり統一されるのを待つべきである。

また、賠償を目的としながら、その中身が軍需産業を作るプラント輸出であるということになれば、民法96条の相手方と通謀して為したる虚偽の意思表示となる。これでは善意の第三者には対抗できない。統一を待たないでもし南に支払ったとすれば、その場合には北の方から再度自分が全体を代表する政府だと日本に賠償を要求してきたときには、善意の第三者に対して対抗できないことになる。したがって、急ぐ必要はないし統一を進めていって賠償の義務を履行すべきである。講和条約第14条があるといっても、それは全ベトナムに支払うと決めたのであり、南ベトナムに支払わなければならないというものではない。

(床次徳二君)

トラン・ヴァン・フー氏の国籍問題を横田参考人はどのように考えられるか。

(横田喜三郎参考人)

政府から交渉及び署名の権限を与えた場合、これを、通常、全権委任状を与えらる。全権が与えられれば、その国の正当な代表者であることは、国内法上は問題ない。国際的にはその全権委任状が相手国もしくは会議で承認されなければならない。通常、国際会議であれば、全権委任状審査委員会を設けて審査し、それが適当であるということを総会に報告して資格が確定するわけである。サンフランシスコ講和会議もこの手続きを採ったので、国際的に彼の資格はベトナムを代表するものであるということが明確に認められたことになる。国籍のことが問題になったが、国籍はどこ国籍であろうと全く関係がない。実際、これまでそのような事例は数多い。

(床次徳二君)

平野参考人はジュネーブ協定を根拠に、同協定がある以上、各国との承認関係がほとんど無効であるとの立場を採っておられる。横田参考人の見解を伺いたい。
(横田喜三郎参考人)

ジュネーブ協定は承認の問題とは全く関係ない。すでにその前の1950年に北ベトナムも南ベトナムもそれぞれの国によって承認されていて、その状態がそのまま続いているのである。ジュネーブ協定は休戦協定を成立させただけであり、承認の問題には関係ない。したがって、前からの承認状態がそのまま続いている。したがって、約50国が南ベトナムを承認しており、ベトナムを代表しているという事実が変わりはない。

(床次徳二君)

平野参考人に伺いたい。いやしくも正統政府として認められたものに対して賠償を行った以上、その後統一せられた場合においても、有効な賠償として認められると考えるがいかがか。

(平野義太郎参考人)

国際法上、南ベトナムも当事者としてメンションされているジュネーブ協定であるから、南ベトナムもジュネーブ協定を守る義務がある。それ以外の関連した国はもちろんであるが、関連しなかった国も、その協定ができている以上、その協定を尊重する義務を生じているのであって、国際関係はこれについて規律されてくるものである。

北ベトナムを交戦団体とする根拠について

(岡田春男君)¹¹

ジュネーブ協定の後の1954年12月9日と15日に、フランスはベトナム民主共和国と経済協定と文化協定を締結している。これはフランスがベトナム民主共和国を承認する前提に立っての条約である。休戦協定であるジュネーブ協定が結ばれば戦争状態は終結している。したがって交戦団体という法的地位はない。こうした平時における条約の締結は、相手国の承認を前提としているはずである。つまり、フランスはベトナム民主共和国も認め、二つの国家の存在を認めていることになるのではないか。

(藤山愛一郎外相)

ジュネーブで交戦団体との休戦協定を結んだのである。それを踏まえて、経済関係の交流を進めたと思うが、そのことによってフランスが北を承認したことはならないし、その事実はない。

(岡田春男君)

戦争が終わっているのに交戦団体とどうして協定ができるのか。戦時国際法を適用するのか。交戦団体と経済協定、文化協定を結ぶのか。国家の承認を前提としているからではないのか。

(藤山愛一郎外相)

フランスがいかなる意図で承認するかは我々の関知するところではない。経済的・文化的な協力関係を結んだこと自体が承認の第一歩と解することとは別問題である。

(岡田春男君)

フランスはベトナム民主共和国とリパブリック・オブ・ベトナム(ベトナム共和国)の二つを認めている。日本はステート・オブ・ベトナムのみを認め、北の方を認めていない。これでよろしいか。

(藤山愛一郎外相)

フランスは植民地を解放して独立させた。様々の権益も残っているのであり、その扱いが必要であるからそうした協定を結んだと考える。しかし、そのこと自体が承認の第一歩とは言えないのではないか。

(高橋通敏条約局長)

これはフランスの意図に関わる問題である。我々はフランスの意図を承知している。やはり(南を)政府全体のベトナムという意図を持っている。ジュネーブ協定後におけるフランスの経済的権利の確保の意味で協定を結んだと考える。

(堤ツルヨ君)¹²

先日の藤山外相の御答弁の中に、北のホー・チ・ミン政府を、政府ではなく交戦中の政治団体とする発言があった。そう解釈してよろしいか。

(藤山愛一郎外相)

今、北部に南ベトナムの施政権が及んでいないところも若干ある。その地方に一つの政治的な団体があって、それが存在している。それをどう見るかについては、我々は承認していないし、承認している国と見ることはできない。

(堤ツルヨ君)

我が国政府によって発刊された「各国憲法集」がある。「各国憲法集(続)」も発刊されており、その中の「和訳各国憲法集」に26か国が掲載されており、その7番目に「ヴェトナム共和国憲法」、8番目に「ヴェトナム民主共和国憲法」がある。憲法というものが政治団体にあるのか。政党に綱領があるかもしれないが、憲法は一国のシンボルではないのか。日本政府が認めるところの「各国憲法集」にベトナム民主共和国が同列に掲載されているではないか。これは、衆議院法制局、参議院法制局、国立国会図書館調査立法考査局及び内閣法制局の四つの手になるものである。

(藤山愛一郎外相)

日本は北のベトナム民主共和国を承認していない。承認していないものを政府という形呼び得るのか。一つの団体であり、それが憲法を持つ持たぬということは別の問題である。

(堤ツルヨ君)

最後に「追補」の項があり、そこに一人前の国家として認められていないとこ

ろの憲法として「アラブ連合共和国暫定憲法」が紹介されている。ベトナム民主共和国の憲法は、一人前の国の憲法ではないのか。

(藤山愛一郎外相)

承認しているか否かが重要であり、成文憲法の有無をもって国と判断することはない。

(高橋通敏条約局長)

国という言葉はいろいろな解釈その他があろうかと思う。国際関係及び国際法上においては、承認された主体を国というように観念している。

沈船引揚協定で賠償が済んだはず、とする社会党の主張について

(岡田春男君)¹³

私ども社会党は、今回の合計5,560万ドルという賠償協定は、昭和28年に決まった225万ドル(8億1,000万円)の沈船引揚協定で済んでいたはずであり、いつの間にか30倍になってしまった、これはおかしいではないか、という見解である。

7月8日にベトナム代表が帰るまでに日本とベトナム側の意見の一致を見なかった点として、第一にベトナムの対日請求権の根拠について、第二に戦争開始時期について、第三に戦争損害の算定について、の3点が存在していたはずである。これら3点について9月4日に、ベトナム側が全面的に日本側の主張に歩み寄ったわけである。これら3点について詳しい答弁をお願いしたい。9月4日の会議は非常に重要な意味を持つからである。同会議では少なくとも二つの点で意見が一致したと言われている。第一は、日本のベトナムに支払うべき賠償総額はきわめて少額のものとする、第二は、沈船引揚の範囲はできるだけ制限する、である。したがって、我々は、このことを以て、225万ドル以上に増えたとしても、何千万ドルというものが出るわけがないという論拠としている。

(高橋通敏条約局長)

ベリースモールという言葉を使っていることは事実である。ただし、ベトナム側は初めにこの沈船賠償の225万ドルというものは全賠償額の1~2%と言っていた。これに対して日本側として、それはベリースモールと言ったのである。これに対してベトナム側代表は、それを聞き置き、賠償の総額についてはこの段階では討議しないと行った。そして初めの1~2%にしか当たらないと言った発言を撤回している。

北ベトナム側の主張の受領について

(堤ツルヨ君)¹⁴

今年の6月27日付けで、ベトナム民主共和国国会常任委員会議長トン・ドックタン氏からの衆参両院の正副議長に宛てられた要望書には次のことが書かれてい

る。1956年8月に日本政府と南ベトナム当局との間にベトナム戦争賠償の交渉が始まってから3年、ベトナム民主共和国の人民及び政府は、幾たびかこの問題に関して自己の主張を表明してきた。これを読めば、3年の間幾たびか北の主張を述べてきたことになるのではないか。

(藤山愛一郎外相)

ニュー・デリーでの新聞会見で、賠償を放棄するというようなことを言われたとか、という程度の報道は聞いているが直接のアプローチはない。

(堤ツルヨ君)

ベトナムに対する日本の戦争賠償支払いは、ベトナム全体に関する問題である。同要望書には「この問題に関して日本政府が行った南ベトナムとの一方的な交渉はジュネーブ協定の精神及び国際法に反し、かつベトナムの現実の事態に一致しないが故に無効である。次に、ジュネーブ協定が規定するとおり南ベトナム当局は、ベトナムに対する戦争賠償に関してベトナム全人民を代表して日本政府と交渉する資格を持たない。次に、ベトナム民主共和国の人民及び政府は、日本政府の南ベトナム当局に対する戦争賠償支払いが日本及びベトナム両人民の利益を害するものとする。以上の根拠に基づき、ベトナム人民は過去、現在を問わずベトナム人全体が深く関心を持つ問題である戦争賠償に関する日本政府と南ベトナム当局との一方的な交渉に、幾たびか繰り返し抗議を表明してきた。」と書かれている。これでも日本政府に対して何の意思表示もしてこなかったと明確に言えるのか。

(藤山愛一郎外相)

我々に宛てて何らの意思表示もなかった。まだ両院正副議長への要望書が届いたということだけを伺っただけであり、内容について今お話のあったような点を聞いているだけである。

東洋精機による銃弾製造設備の輸出問題について

(松本七郎君)¹⁵

先日、本会議において東洋精機の問題について藤山外相に、普通の機械のライセンスをもって輸出されているが、これが銃弾工場になっているのではないかと質した際に、日本はジュネーブ協定に拘束されない、と答弁された。それで間違いはないか。また、その後の調査はどうなっているか。

(藤山愛一郎外相)

銃弾工場との噂は聞いているが、それが事実かは分からない。

(小出栄一 通商産業省重工業局長)

輸出する機械の内容については、書類の上では全く分からなかったが、その後、銃弾の製造設備であるということが判明した。

(松本七郎君)

名目は一般の機械だったが、実際には銃弾製造設備と分かったからこそ外務省に問い合わせたのではないか。

(小出榮一 通商産業省重工業局長)

当初の申請者の説明は工作機械の工場であるとのことであった。申請の決済方式、支払い条件は標準決済方式(ＬＣ方式)であったので、この場合は手続きの簡素化という観点から、輸出契約書の写しを提示せしめるという手続きをとらないで承認することになっている。当方係官は口頭で機械の内容について調査したが、工作機械の設備との回答であったので承認した。銃弾製造設備であると分かっていたら別の対応をした。6月3日に輸出承認したが、8月頃これが銃弾製造設備であることが他方面から判明した。

(松本七郎君)

普通の工作機械と称して、これが銃弾工場になる。尿素工場と称して火薬工場になる。こうしたことが日本の協力でベトナムで行われていることは東洋精機の一例で明らかではないか。ジュネーブ協定の国際監視委員会で問題になるのではないか。

(岸信介首相)

従来の輸出許可に関する手続きの簡素化というところから出てきた問題である。現在、賠償協定の実施に関する具体的な実施計画については、簡素な取り扱いは行っていないのであり、十分条約の趣旨に合致していくよう実施していくつもりである。

【参考文献】

賠償問題研究会編『日本の賠償 その現状と問題点』外交時報社、1959(昭和34)年11月25日

日経経済解説部編『賠償の話』日本経済新聞社、1957(昭和32)年4月10日

永野慎一郎、近藤正臣編『日本の戦後賠償』勁草書房、1999(平成11)年11月15日

大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで 第1巻』東洋経済新報社、1984(昭和59)年3月29日

川田侃・大畑英樹編『国際政治経済辞典』東京書籍、2003(平成15)年5月30日

-
- 1 第33回国会衆議院外務委員会議録第2号3頁(昭34.11.5)
 - 2 第33回国会衆議院外務委員会議録第4号3頁(昭34.11.9)
 - 3 第33回国会衆議院外務委員会議録第5号11、12頁(昭34.11.11)
 - 4 第33回国会衆議院外務委員会議録第3号5頁(昭34.11.7)
 - 5 第33回国会衆議院外務委員会議録第5号5頁(昭34.11.11)
 - 6 第33回国会衆議院外務委員会議録第6号8、12頁(昭34.11.12)

- 7 第33回国会衆議院外務委員会議録第8号2頁 (昭34.11.16)
- 8 第33回国会衆議院外務委員会議録第2号8頁 (昭34.11.5)
- 9 第33回国会衆議院外務委員会議録第14号19、20頁 (昭34.11.24)
- 1 0 第33回国会衆議院外務委員会議録第13号6～8、9～11、23頁 (昭34.11.21)
- 1 1 第33回国会衆議院外務委員会議録第5号17、18頁 (昭34.11.11)
- 1 2 第33回国会衆議院外務委員会議録第11号9頁 (昭和34.11.19)
- 1 3 第33回国会衆議院外務委員会議録第5号4頁 (昭34.11.11)
- 1 4 第33回国会衆議院外務委員会議録第9号6頁 (昭34.11.17)
- 1 5 第33回国会衆議院外務委員会議録第12号17、18頁 (昭和34.11.20)